

社会福祉法人藤花幸寿会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 2023年6月1日～2028年5月31日までの5年間
- 2 当法人の課題 男女ともに退職者(定年退職含む)がいる為、人材確保が難しい。
特に女性は、育児や親の介護等の理由で退職される方がいる。
非正社員が全体の45%を占めている。

目標1. 非正職員を正職員に5人以上転換する。

【対策】

- 2023年6月～ 非正職員(派遣職員含む)に対する個別面談等を行い、正社員への登用を勧奨する。
- 2024年3月～ 年に一度、非正職員(派遣職員含む)を正社員登用に当たっての課題について、管理職や現職の職員からヒアリングを行い、検討結果を元に必要な対策を行う